

# 平成31年 第2回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成31年2月26日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 8名  
会 長 2番 縣 次 男  
副 会 長 11番 大 塚 弘 士  
  
委 員 1番 大 津 雄 司  
5番 高 田 英  
6番 麻 生 俊之輔  
7番 二ノ宮 政 広  
8番 安 部 義 浩  
9番 江 藤 国 子
4. 欠席委員 4番 坂 本 成 一  
10番 小 野 恵美子
5. 議事参与が制限された委員数 1名

## 6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
  - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
  - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
  - ④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
  - ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ⑥ 非農地証明の発行について
  - ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
  - ⑧ 農業振興地域整備計画の変更について
  - ⑨ その他
- (4) その他

## 7. 出席職員

農業委員会事務局職員

課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

## 8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成31年 第2回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 5番 高田 英 委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」  
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第2～9号 8件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号から9号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号についてですが、議席番号8番 安部 義浩 委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案2号について説明致します。場所は、県道小挾間・大分線のものぞみ園がありますその東側になっております。受人はこの地番の周りをほとんど所有しておりまして、渡人が受人に売りたいという事です。審議の方をお願いします。

議 長

それでは、議案2号について、皆さんより質問があればお願いします。  
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件ですが、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号1番 大津 雄司 委員さんより説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

説明致します。場所は、鬼崎のコスモスの近くになります。渡人が80歳という事で耕作が出来なくなった為、受人に譲渡したいという事で、このような話が上がって来ました。受人は、物理的にもしっかりしていきまして、今回の面積を含めまして5反以上という事で、機械もありましてしっかり農業もやっているようなので、問題ないと思います。審議、お願いします。

議 長

議案3号について、皆さんより質疑があればお願いします。  
ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この3号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号10番 小野 恵美子 委員さんですが欠席ですので、事務局より補足説明があればお願いします。

事 務 局

受人は熊本県にお住まいなのですが、この農地から500m位しか離れてない場所に、渡人の元のご自宅がありましてここを買って、まず住める状態にリフォームしてから引っ越して来ます、という事です。機械は耕運機を持っており、田植え機、稲刈り機はリースとなっています。ご夫婦なのですが、お二人共農業歴30年と長いようです。

で、問題はないと思います。以上、審議をお願いします。

議 長

議案3号について、皆さんより質問があればお願いします。

(9番 江藤 国子 委員より挙手有り)

9番 江藤 国子 委員

農業歴が長ければ、経営面積も出て来ると思うのですが、今までしていたのは、家庭菜園程度していたという事ですか。

事 務 局

熊本でしていた耕作証明とかは、いたっていません。

5番 高田 英 委員

5反をクリアしているので、耕作証明を付けなかったという話でしょうか。

事 務 局

今回、こちらで買う分が5000㎡を超えていますので問題はないと思いますがあとで確認しておきます。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

この4号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔 委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

申請地は、市役所から北側の小松寮のちょっと下くらいで、長野地区ですけど、この土地は、3年前に渡人が購入して管理が出来なくなったという事で、受人に売買したいという事であります。受人が直接来たわけではないのですが、ちょっと心配になりましたけど、所持している耕運機とあとはリースでやるということです。ご審議よろしくお願いします。

議 長

議案5号について、皆さんより質疑があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この5号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔 委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

1月の総会で議案が出たと思いますけど、渡人が家と土地をもう管理が出来ないという事で、受人が少しの土地と家を購入して畑をしたいという事でございます。宜しくお願いします。以上です。

議 長

議案6号について、皆さんより質疑があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この6号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案7号ですが、私が(2番 縣 次男 委員)担当ですので説明いたします。

2番 縣 次男 委員

渡人ですけど、(申請地)遺産相続でもらった農地ですけど、渡人のお姉さんが近くにいまして、私に「誰か買い手がいないか」と言われておりまして、受人は新規就農で入りまして10年くらいですか、自分の隣という事で買う事になりました。機械も全部持っていますので、問題はありません。

議 長

議案7号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この6号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案8号ですが、私が(2番 縣 次男委員)議事参与制限を受けますので退席致しますので、大塚 弘士副会長に議事進行をお願いします。

(2番 縣 次男 委員退席)

11番 大塚 弘士 副会長

議案8号について、縣会長は、会議規則第12条により議事参与制限を受けますので、退席致しました。

議席番号5番 高田 英委員より説明をお願いします。

5番 高田 英 委員

渡人につきましては、先程7号案件で会長が話した通りでございます。受人ですが、3人いましてそれぞれ3分の1の持分とるようにしています。植える物としては、ブ

ルーベリーを植えるとお聞きしております。渡し人の一人目と二人目は、農業をやっていて問題はないと思います。三番目の人は、外国籍という事でむづかしい案件ではないかと思ひます。この方は、A P U（立命館アジア太平洋大学）の先生をされている方で平成30年10月に住まいも塚原へ移し、すでに5反以上持たれている方で熱心にやられているという事で、問題ないと思ひます。

議 長

議案8号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

（ありません。）

この8号案件、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、縣会長 入室をお願いします。

（2番 縣 次男 委員 着席）

議案8号につきましては、承認されましたので報告致します。

2番 縣 次男 委員

皆さん、ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案9号ですが、議席番号6番 坂本 成一 委員さんが欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

受人と渡人との間で、今年2月4日に200万円で購入を決定しています。受人は、法人ですが、農地を所有する事については、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断しております。法人の代表であります受人も、個人としても57000㎡の農地を精力的に耕作しておりまして、その様子を見た渡人が「うちの田も引き受けてくれないか」という事で、持ちかけられた話という事です。受人の法人ですけれども、受人と弟さんの2人で運営を始めました。今後は地元の人や外国人の方などに手伝ってもらって、法人の規模を大きくしていきたい。西長宝の作り手不足で困っている田を守って行きたいとの事でした。受人は、個人としても地元の方からも信頼のある方の様ですので、問題はないと思ひます。以上です。

議 長

それでは議案9号ですが、ご質問がある方をお願いします。

（8番 安部 義浩 委員より挙手有り）

8番 安部 義浩 委員

確か渡人の所は、情和園の手前でバイオ発電の申請があがったと思ひますが、この申請地の地番の中に入っていないのですか。

事務局

近いところですが、含まれていません。

議長

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この8号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

### ■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第10～14号 5件)

議長

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明

議案10号から議案14号までの全ての農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議長

それでは、議案10号ですが、説明を議席番号6番 麻生 俊之輔 委員よりお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号10号を説明したいと思います。国道210号線沿いのみことちゃんの人形がある裏側のカントリーパーク入口の裏側で上は公民館で、多分カントリーパークを作る時に木が残ったような気がします。別紙の1～3ページの内、2ページと3ページを見たら分かると思いますが、この様な農地で水田には使用出来ないという事で、転用をお願いしますという事でございます。

議長

議案10号について、皆さんより質疑があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案11号ですが、議席番号7番 二ノ宮 政広 委員さんより説明を

お願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

11号、説明致します。申請について、現地を確認しましたが、始末書にあるように管理状況をみましたが、森林のようになっています。やむなしと思います。宜しくお願いします。以上です。

議 長

議案11号について、皆さんより質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案12号ですが、議席番号11番 大塚 弘士委員さんより説明をお願い致します。

11番 大塚 弘士 委員

始末書にあります様に、昭和29年に家を建てて隠居という様な形をなしています。字図の8・9ページの関係になります。9ページの字図を見ていただきまして、右の方の田んぼがありますけど、申請のある土地と右の方の岸が1～2メートル位あります。左には畑、もう一方の土地は雑種地の様相を呈しておりますので、家を作ってここにあります様に昭和29年からかなり年数が経っております。審議お願いします。

議 長

議案12号について、皆さんより質疑があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案13号ですが、議席番号5番 高田 英 委員さんより説明をお願い致します。

5番 高田 英 委員

字図11～13ページで、下湯平の農免農道を庄内から来て、大きく登って下る所があるのですがその近くです。この方は、議案14号の申請人の子供さんで会社勤めをしていて、現実に植えたのは14号にある申請人のお父さんであり、植林したのは30年ほど前からずっとしていた状態です。周りに与える影響はないので、問題はないと思います。宜しくお願いします。

議 長

議案13号について、皆さんより質疑があればお願いします。



質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案14号ですが、議席番号5番 高田 英 委員さんより説明をお願い致します。

#### 5番 高田 英 委員

字図は14～17ページになります。先程言い忘れたのですが、実はこれ農振がかかっておりまして、昨年、農振除外の件で意見を求められた案件です。30年以上前から植林をしていて、周辺が田んぼでございます。但し、16ページの2474-1に山桜を植えるという事で、これについては農振の会議の中でも改定を探す事が出来ないか、かなり探しましたが、それもいまいちという事で、今回、農転の申請になりました。周辺の同意もあるようですので、問題ないと思います。宜しくお願いします。

#### 議 長

議案14号について、皆さんより質疑があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

### ■日程 第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

(議案第15～16号 2件)

#### 議 長

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

#### 事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案15号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案16号の農地区分は、過去に土地改良を行った良好な営農条件を備えている土地ではありますが、農地区域から除外されている為、第1種農地と判断されます。尚、農地法施行規則第33条に示された、住宅その他申請にかかる土地の周辺において、補充するものの日常生活上または業務上必要な施設で集落に接して設置される物に該当される事から問題ないと考えます。以上です。

議 長

それでは、議案番号15号ですが、議席番号8番 安部 義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

15号について説明します。別紙の21ページからになります。

場所は挾間町来鉢という事で、元町営の来鉢団地の建っている北側になります。現地を見に行ってみましたら、ここは水路の弁が悪く荒れておりました。借人は、日出電機の社長という事で借りたいという事で、双方の意向がまとまって、太陽光発電したいという事です。別に問題はないと思いますが、審議をお願い致します。

議 長

議案15号について、皆さんより質疑があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

日出電機の方が、個人でされるのがちょっとわからないのですが。

8番 安部 義浩 委員

私もそう思った。

議 長

日出電気は、最近 事件を起こしたから、そういう事があって会社ではなく、個人の名前にしたんでしょうか。私もおかしいと思いました。

事 務 局

日出電機に対しては、今許可が出ない様になっています。

後から県に確認したいと思いますので、個人なら大丈夫だったのかと、いったところですね。日出電機が施工する分については、施工は出来るのですが、日出電機さんが転用業者になっていたら、今のところ許可は出せない。4月下旬までに太陽光パネルを撤去しなさいと出ているので、それをするまでは、県から転用許可が出せませんという事になっています。すぐに確認したいと思います。

議 長

まずは保留という事で、次の案件にいきたいと思います。

それでは、議案16号ですが、私(2番 縣 次男委員)より説明したいと思います。

2番 縣 次男 委員

貸人と借人は親子でございまして、今住んでいる所が手狭という事で、新しく家を建てると前から話しておりまして、今度建てる所も集落接続という事で、問題はクリアしている様な事でございます。ご審議をお願いします。

議 長

議案16号について、質問があればお願いします。  
質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この議案16号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

議 長

それでは、ただいまより10分間の休憩にはいります。

( 休憩 )

議 長

議案15号の案件ですが、事務局より説明出来るそうなのでお願いします。

事 務 局

県の集落営農課の方へ確認したのですが、今、公文書偽造という事で問題になっていることは間違いではないのですが、代表と代表取締役、会社の法人は別人格なのですが、ただ今の段階では、会社が公文書偽造と県に問われているらしいのですが、もしかすると今から社長・代表取締役個人が、問われる可能性があるらしく、そうでなければいいのですが、もしかすると会社・社長が罪に問われると悪いので、とりあえず今回は保留にさせていただいて、来月・再来月とか対応が決まったら連絡しますという事のように。

議 長

それでは、事務局から説明がございましたように、問題があるという事で、保留にして次回にまわすという事でよいですか。

(良いです。)

そういう事で、事務局お願いします。

## ■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第17～23号 7件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案17号及び19号から23号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案18号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案17号からですが、議席番号8番 安部 義浩 委員さんより説明をお願いします。

8 番 安部 義浩 委員

議案 17 号について説明します。別紙 30、31 ページをご覧ください。

県道小挾間大分線の丸田という所になります。由布川グラウンドの反対側になります。行って見たら、私の軽トラでいっぱいぎりぎりの所でちょっと狭いという事で、渡人の土地を 50cm 程分けてもらうという事で、話がついたそうです。進入路用地という事で、別に問題はないと思います。審議の方宜しくお願いします。

議 長

議案 17 号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案 18 号ですが、議席番号 1 番 大津 雄司 委員さんより説明をお願いします。

1 番 大津 雄司 委員

説明します。資料は 32 ページからになります。場所は 210 号線沿いから白頭山を背に旧道を柏野地区であります。入って行きまして 20m 行った場所になります。今回も管理はしっかりとされておりましたが、耕作はしておりませんので売却したいという事で、受人の方へ 3 区画。宅地造成用地としての申請をしたいという事でありました。問題はないと考えます、3 種農地でもありますし、近隣に家もたくさんありますしやむなしと考えます。またちょっと隣地同意で、他の方の土地がありまして、こちらは田んぼとしてしっかり利用されておりまして、若干北側は水路があるのですが、しっかり水が干ける状態するとおっしゃっておりますので、問題ないと考えます。以上です。

議 長

議案 18 号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案 19 号ですが、担当の議席番号 10 番 小野 恵美子 委員が欠席のため事務局より説明があればお願いします。

事 務 局

資料の 37 ページからになります。申請人は、申請地の隣の土地で春馬という古民家食堂のお店を経営しております。店舗となります宅地にも駐車場は数台分あるんですけど、こちらが手狭であるという事で、今回始末書であります通り所有者の許可を得まして、平成 28 年 9 月 1 日から駐車場用地として、使用しております。今回、始末書を付けての現状に合わせた転用の申請になります。特に問題はないと思います。審議をお

願います。

議 長

議案19号について、質問があれば願います。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案20号ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔 委員さんより説明を願います。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号20号を説明したいと思います。別紙の字図、38から41ページですけど渡人より受人の会社で太陽光をしたいという事ですが、以前、農振の関係か何かで農業委員会にこの申請地は出たと思います。字図の38ページに申請地があります。その隣の渡人の土地とこの申請地は、造成して広い1枚の土地になっている。しかし、字図では里道が通っているのですが、渡人が購入前に前の方が里道も一緒に1枚の田にしている。里道も通らないそういう土地ですけど、今回この土地を旧の里道を復元して旧の申請地の太陽光発電施設を設置したいという事で受人にいて、現況と字図が若干変わっていますが、旧の現況に合わせて太陽光の施設を造るという事でございます。審議を願います。

議 長

議案20号について、質問があれば願います。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案21号ですが、議席番号11番 大塚 弘士 委員さんより説明を願います。

11番 大塚 弘士 委員

議案21号について、説明致します。字図42ページからですが、43ページの字図に色ペンで囲っていますが、これが2枚の田になっております。45ページに断面図・44ページの設計ではこのようになっておりますが、私が見に行った時に2段になっているので、この図面ではという話で、45ページの資料の中に設計図が出ておりました。このような設計で建てるという様な話でございます。周りの方の同意書も頂いておりますので、この辺は、中山間地という様なかたちで狭い田が並んでおります。周りは整地というか手入れをしている所もありますし、狭い水田でございますので、手が届かない様な感じの所もあります。審議の方お願いしたいと思います。

議 長

議案21号について、質問があれば願います。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案22号ですが、私(2番 縣 次男 委員)の方から説明致します。

## 2番 縣 次男 委員

字図の46・47ページをご覧ください。私も見に行ったのですが、早くから渡人から話を聞かされていましたが、地目は田ですけど、こんな狭い所で仕事をするにも耕運機しか入らない土地でございます。合歓の郷の方へ行く時、もう1か所道があるのですが、雪が降ったら坂が急で行けません。早くからこの道を合歓の郷さんがお願いしていたそうでございます。何ら問題はないかと思っております。

## 議 長

議案22号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案23号ですが、議席番号8番 安部 義浩委員さんより説明をお願いします。

## 8番 安部 義浩 委員

議案番号23号について、説明致します。

場所は、県道高崎大分線の机帳原の方に抜ける道沿いになっております。370番1は、平成26年12月の農業委員会において3条申請で許可がおりております。371番1については、平成25年9月に同じく3条申請で許可済が出来ているのですが、その時に本当は3年間、何かを耕作しないといけないという事だったのですが、私が知っているかぎり、3年間何も作っておりません。渡人が、自分でしている会社なので、問題があるとは思っていますが、審議をお願いします。

## 議 長

安部委員さんからいろいろ問題点が指摘されましたが、ご質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

## 5番 高田 英 委員

有限会社ライフサポートさんとは、何をしている会社ですか？

## 事 務 局

膳本によりますと温泉浴場施設の経営及び土木・建築工事の請負などです。

5番 高田 英 委員

ここは、建設業とか土木業とかをしているのですか。

8番 安部 義浩 委員

現況はよくわからないですが、主は温泉浴場施設です。

5番 高田 英 委員

私が疑問に思ったのは、そこに資材置場が必要なのか？というところと、資材に対して面積が広過ぎるのではないか、ここが疑問に思ったのですがどうでしょうか。

議 長

農地を購入して、3年間何も植えないというのは悪いですね。

7番 二ノ宮 政広 委員

3年間の耕作をしないと罰則とかあるんですか。

5番 高田 英 委員

確か前に、3年作ると誓約書を出しているのですが、途中からとらなくなった

事 務 局

3年3耕作とは、何の根拠も何の効力もないというか、耕作しなさいとは何も書かれてない。

議 長

1回も作らなくていいわけですか？それは、ダメですよ。

事 務 局

3条で購入したという事は、耕作するのが前提ですけど。

5番 高田 英 委員

これから、ずっと耕作するという事で3条許可を取って、途中からなくなったということは、変えるというのは、仕方がないかもしれませんが、前は3年はダメですよと言ったのは事実です。

議 長

1年は作ってもらわないと悪いわな。

7番 二ノ宮 政広 委員

土地はよいのですか？

8番 安部 義浩 委員

土地はいい。県道沿いです。

7番 二ノ宮 政広 委員

3条で売買した時は、3年間は耕作しないとイケない条件がありましたよね。

事 務 局

どこかに書いてないか、県に聞いたのですがどこにも書いてないという事でした。

転用目的で3条を使う方がいるので、最低でも3年以上は耕作してくださいという意味で、確約みたいに法的には意味がない。3条自体そのものが、耕作目的の購入であります。

7番 二ノ宮 政広 委員

悪い解釈したら、売買してそのままにして宅地に変えていいという事でしょ。

事務局

1回でも作ってください。と話をするかですが。

議長

行政指導してもいいのではないかと思うんですが、どう思われますか。

7番 二ノ宮 政広 委員

思います。せっかく農地を取得したのですから続けるべきでは。

議長

そのままいっていったら、どんどん出て来るのではないか。

8番 安部 義浩 委員

本当の事を言うと、私もこの土地に判を押したくなかったんですよ。実の事を言うと371-1・371-2は県道から4~5m下に土地だったんですよ。段々畑、本当に狭地だったんですが、この渡人が自分の所の周りに太陽光発電をしたんです。自分の山林に太陽光発電をひらいて、結局整地する為にここを埋めた訳なんです。平成25年くらいに土地を購入して、結局、山の土だからいい土ではないので作物を作ろうと思っても、何も出来ないと思うんですけど。結局、県道の高さに埋めあげたわけです。

自分が、太陽光を始めようかという時に(26年12月・27年頃)平地にする為、山の土をどんどん運んで埋めたというわけ。自分の土地だから、ただみが悪いという事で、その時にも畦とか全く作ってない。県道と同じ高さで。見てもらったら。農業委員会において3条申請で許可済です。

議長

皆さん、どうでしょうか。

7番 二ノ宮 政広 委員

山林がなので拒否出来ないのではないか？

1番 大津 雄司 委員

耕作してないんですよ。

8番 安部 義浩 委員

3条申請を出した時は、自分で購入して田んぼにするので耕作しますよ。規模拡大といっています。

1番 大津 雄司 委員

3年括りはないとして、耕作してないですからね。



8番 安部 義浩 委員  
渡人は、7年前に農業委員をしていました。

議 長  
農業委員をしていたら、行政書士さんもわかっているのでは？

8番 安部 義浩 委員  
わかっていると思うんですが。

9番 江藤 国子 委員  
わかっていたら、しないんじゃないですか。

7番 二ノ宮 政広 委員  
わかっているから、3年経って申請するんじゃないん。

事務局  
3条許可を取消すとか出来るんですが、3条の許可取消 そこまでしないにしても、何か指導をするべき。

8番 安部 義浩 委員  
新しいのは370番1の方。3条許可済。

7番 二ノ宮 政広 委員  
現実問題、農地の復帰は難しいでしょうね

8番 安部 義浩 委員  
お茶とかなら大丈夫ですが、野菜を作れというのは無理でしょう。

議 長  
どういう扱いにしましょうか。1年間でも何か1回でも植えてくれないと示しがつかない。すんなり認めたら、次々に行くでしょう。植えなくていいのなら、「前例が出たので自分のところは、そのようにした。」と言うでしょう。

8番 安部 義浩 委員  
自治委員していますし、だからあれた状態になっているので結局のところ、資材置場にと言うらしい。

議 長  
急いで、資材置場にしなければならないという理由がなければ、今年1年でも何か植えてくれれば。

9番 江藤 国子 委員  
県が工事したりして荒れてる所、結構ありますよね。うちの近くも河川工事して、貸した土地に砂利を敷かれて、田んぼだったのが戻せなくなって、もう作ってなかったりするところが、結構多い。県の方が、現状回復するとかして返してくれればよいのです。

5番 高田 英 委員  
多分、現状回復しましょうかと言っていると思います。土地の所有者が、もうしなくて

いいと。道路敷きだったら、農転・農地に入っている時は土地商法によって、許可を取らなくていいのですが、工事車両置場・プレハブ住宅を造る時は、県でも農転の許可を取らないといけないのでは、一時転用。

事務局

一時転用の許可はとらないといけないです。

5番 高田 英 委員

いけないですよ、本来は。許可を取らない所が多い気がします。

議長

376番の持ち主が勝手に貸してしまっていて、2・3年前に周りから指摘されて、私と前の局長と2人で持ち主の所へ行って、行政指導方々行ったんですよ。そんないきさつがあります。ここは第1種農地だったんです。資材置場にして、貸地の看板を掲げて色々していました。駐車場やプレハブの家を貸地に建てて、行政指導して回復した。今は、荒れています。皆さん、どういう扱いにしましょうか。差しつかえなければ、私は1年でも長く植えてくださいとお願いしたいのですが。

8番 安部 義浩 委員

私も説明を受けたのが土地家屋調査士さんからで、それで、いきさつを話しました。「そんな土地なのか」という話になりまして、その時に私は、「意見書を書けない、判も押せない。」と。先程言った事を来月、この前認めてくれと3条申請で規模拡大と言っているんで、それは問題ないと思い認めたのですが。

議長

今回は、保留ということで、事務局の方で、1年でも長く植えてくださいとお願いしたいのですが。その方向で致したいと思います。委員さん方よいでしょうか。

(全員 異議なし)

○日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案24～27号 4件)

議長

日程 第6 非農地証明の発行について 4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案番号24号から27号は、農地法第2条第1項の対象とならない農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

議案24号について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

非農地証明を出した後の地目は何になるんですか？池みたいなので、池沼ですか。

事務局

池沼かもしれないです。それか原野。法務局での登記官の判断なので何とも言えないです。

議長

24号について、質問はありませんか。

(ありません。)

質問がないようなので、この案件 採決致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案25号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それではこの案件、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案26号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案27号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

○日程 第7 「農用地利用集積計画の審議について（貸借権設定）」

(議案28～34号 7件)

議長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）7件あります。事務局よ

り説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

議案28号から34号の7件の案件は、継続設定の案件です。一括してご質問を受けたいと思います。質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

（ありません。）

それでは、議案28号から34号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この28号から34号の7件の案件は全て承認致します。

○日程 第8 「農業振興地域整備計画の変更について」

（箇所番号1～10号 10件）

議長

日程第8 農業振興地域整備計画の変更について、10件あります。農政課より説明をお願いします。

農政課

日程第8 農業振興地域整備計画の変更について、議案朗読説明。

議長

農政課より説明がありましたけど、箇所番号1番から審議をしたいと思います。箇所番号1番について、質問があればお願いします。

（5番 高田 英委員より挙手有り）

5番 高田 英 委員

土地基盤整備を実施しているので、除外後は第1種農地で、申出の理由が資材置場及び作業場及び一部駐車場となっていますが、第1種農地の農地法でいう第1種農地でのと許可が出来る範囲としては、農産物加工施設や農業関係施設または住宅であれば、連単（担）した住宅ではないと許可は出ないのではないかと。これで許可が出るんです、農地法上。

事務局

ここは、連単（担）をしています。

5番 高田 英 委員

連単をしていて、駐車場でいいのですか。

事務局

連単をしていて、住宅また申請に係る土地の所有において居住する者の日常生活上または業務上、必要な施設という所に当てはまる場合があるのです。

5番 高田 英 委員

私の認識としては、第1種農地において、今回の案件では駄目だと思っていたのですが、一般住宅以外の駐車場でも当てはまるんですか？

事 務 局

集落の周辺に住んでいる方の業務上、必要な施設であれば当てはまります。県に確認済みです。

5番 高田 英 委員

具体的にいった時に、県は、要するに許可出来ないものをここで農振を外すとか議論ならないのでは？

事 務 局

許可は出るかも知れません

5番 高田 英 委員

農振だけ外して、許可でない可能性もあるという事ですか。農地法が外れる前提で、農振を外すのではないのでしょうか。そこをしっかりとっておかないとおかしいと思います。

事 務 局

全部においてですけど、農振から外れるという確証はないですけど、外れる可能性はありますという事です。

5番 高田 英 委員

業務上と言ったら、例えば自分の所の工場があってその駐車場にするとか、大きな店舗を持っていてその駐車場が不足しているから拡張するところではなくてもよいのですか。

事 務 局

それは大丈夫です。申出者が、自分が代表を務めている会社へ貸す形・予定になっています。除外後は第1種農地となっていますが、これが1種農地と言えない土地ではあるんですけど。

5番 高田 英 委員

図面を見る限り土地基盤整備している感じがしないのですが。

事 務 局

それをまたさらに、7～8m埋め揚げているんです。よって、二枚目の田んぼとの差が、ものすごくあります。

8番 安部 義浩 委員

資料の4ページでいくと、633番と643番2の所です。

634番2は低かったけど、基盤整備した時点ではそんなになかったけど、今は県道の高さ。資料の5ページの高さです。

1番 大津 雄司 委員

元々は、申出者が持ち主ではないのですか？

8番 安部 義浩 委員  
違います。

1番 大津 雄司 委員  
今まで、案件で出てきて駄目だった理由は何でしょうか？

事務局  
第1種農地で農振が外れなかったからです。

農政課  
申出が出て来ますけど、そういう状況です。

8番 安部 義浩 委員  
申出者は81歳で高齢ですよ。

事務局  
土地を元に戻せないです。

1番 大津 雄司 委員  
将来的に微妙なラインに第1種農地があるとするじゃないですか、ここまでしたら外していいよと受け取られないか心配になるんですよ。

事務局  
そこに至る前に発見して対処しなければいけなかったのだと思うのですが、今後はそういう事が無いように、どこかで食い止めないといけないと思います。

1番 大津 雄司 委員  
くい止められるのですか

議長  
困りますね。意見無しとはいかないので、意見有りの場合、どんな意見を付けて答申しないといけないか。

1番 大津 雄司 委員  
すごい罰金を払って、もういいですよと納得できそうな気がするのですが。始末書であって……。

5番 高田 英 委員  
農地法上、外れるならどうしようも無いなど。こういう使い方は、悪いのではないかと思います。

事務局  
地域に会社があって、そこが利用する駐車場とか太陽光を造るのはいいのですが、その地域という範囲のどこまでにするか。要するに集落を越えていいのか？大字単位でいいのかどうかという問題があります。

農政課  
状況だけ出てきている書類で分かる範囲で、大分市に事務所がある様ですが、市内 挾

間の赤野に置いてある箇所があります。そこが、ちょっと置けなくなる理由が発生するという事でそれを移設場所として、古野の土地を使いたいとそのような計画・状況みたいです。

5番 高田 英 委員

つまり大分の事業者さんが、挟間の土地で資材置場を移動させる、それが地域に貢献出来る様な事なのかというところですが、まだ、判断というか回答が出てない様ですね。

事務局

そうです。うまくいっても代表の方 申請者は挟間の方なので、申出者は業務上、土地の周辺に居住する施設だという事で、認めてくれれば転用が出来る。

議長

意見なしとは、答申出来ないですね。

7番 二ノ宮 政広 委員

意見ではないですけど、農地パトロールを行っていますが、以前の農業委員はこういう蓄積されて、こういう状況になってると思うんですけど、その間ずっと調べてこないんですか？この状況で、こういう風が変わっていったら当初の時に指導は出来なかったんですかね？過去ですけど、そうしないとこの様な事が出来て来るのではないのでしょうか？分かった時点で8年前だろうと思いますが対処できたらと考えます。そういう案件があったりするんで、早めに対処してあげれば、相手の方は納得されるんじゃないですかね？色々なると、中々難しくなってくるので、折角、農業委員会組織があるので活用したらどうだったんやろうと思います。

1番 大津 雄司 委員

途中、警告みたいにしてきて積み重ねて、結果的にこの状況になったのと話が違ってくるんですか？

事務局

過去にしていると思います。2～3年前から雑種地で税務課の方が現況地目を雑種地にして、雑種地課税で固定資産税を納めている。それで本人が、法務局で地目変更の申請を出す。そしたら法務局からうちに確認の依頼が来て、第1種農地だから転用は出来ませんよと回答している訳です。過去の文書もあります。ですが、本人は対処をしていない。

議長

皆さん、結論が出ない様ですが、何か意見を付けて答申しないといけないので、今の段階では判断が出来ないでいいですか？それか、意見なしにしますか？

事務局

固定資産税を掛けてきているのだから、市は雑種地と認めてるじゃないかと。

1番 大津 雄司 委員

それは違いますよね。現況でする訳だから。それとこれとは話が違う。

議長

農業委員会で、ここでは判断出来ない。意見なしにはされないの。除外申請は、今の時点で判断出来ないという事で。

事務局  
転用目的を再度確認すべまでは。

議長  
そこに再度、転用目的を確認か。

5番 高田 英 委員  
実際は、農政課には図面出ていますか。

農政課  
あります。

5番 高田 英 委員  
どんな感じですか？

農政課  
プレハブが2棟建つ感じですよ。

5番 高田 英 委員  
ちょっと確認ですが、うちの事務局は相手方には、農地法・農転出来るかも知れないと言っているのですか？出来ないという事も？

事務局  
はい。

1番 大津 雄司 委員  
農地法上だったら、大いに問題がある。

5番 高田 英 委員  
第1種農地なので、制限がある。

事務局  
転用出来ないとは言えないんですが、その1種の転用出来る条件に相手がちゃんとしてくれる方ならいいのですが、する方が資格を持っていない。

1番 大津 雄司 委員  
集落の接続、農地が分担されてるといのはちょっと。埋め揚げたのがあれなんですけど。

5番 高田 英 委員  
県の結論はいつ頃出そうなんですか？

事務局  
結論は、許可申請をあげないと。

5番 高田 英 委員  
農振を外せんと外さんとおかしい。農業委員会がもし農振で通らなかつたら、農振を元に戻すのは出来ないんですか？



農 政 課

しないと悪い。した事無いですけど。

議 長

農政審議会にお任せしますか？

事 務 局

農転は、通らないかも知れないと伝えてあります。

農 政 課

いずれにしろ、農転を外す書類を先に出しますから、そこで農地転用の確実性があるか、県が判断するので、農地転用まで進む前に最初に私が出した段階で、そこで白か黒かはっきりするはずです。これに限らず、今回微妙なのが何件かあるので。

議 長

意見なしで答申しますか？

1 番 大津 雄司 委員

農政審議会で、最終的な決定をする感じですか、農政課はどうですか。

農 政 課

その意見は、ある程度最終整理をする時には、審議会でこちらが聞きますので、その答えを持って、その時に農業委員会でどういう意見が出たのか聞かれますので、トータルで審議会の意見を整理します。

1 番 大津 雄司 委員

これは、審議会に掛けないと内容決定が出来ないという話ですか？

議 長

私たちは、意見があればこういう意見がある、無ければ無いと答申するだけです。

1 1 番 大塚 弘士 委員

この土地が納得いかないのは、市の方が指導しても基盤整備事業を受けていながら、勝手に土地を埋め揚げたり何やらして、自分の都合のいいようにして、そしてその土地の使用を農地の関係で施設を造るといふならまだしも、この農地とは関係ない資材置場とかそういう関係の事業をするのが一番頭にくる。なんか、そういう点でNOと言う文書はないのですか？文書というか断り方というか。勝手に自分で土地をいいように作りあげて出来上がった所で申請する。そして、出来た文書は資材置場という様な形になるのですけど、これを認めるとなると、土地をどのように扱ってもいいのではという考えになるのではないか。

7 番 二宮 政広 委員

窓口対応のなかで農政課もかなり厳しいと思うんですが、毎日言われながらですね悪いとわかってる中で、ずっと推移している訳で、またこれを拒否したら大変になると私は思うんですよ。だから、その辺で妥協したらいいなとなるんですけど、農政課がしっかり出来るのであれば任せますけど、農政課が毎日つめられて、そんな心情を持ってしまうんですけど、何かいい方法を考えて審議会を通るように考えてあげるのが手ではないかと思うんですけど、手があれば・・・。

議 長  
農業委員会では判断出来ないという意見のようにありますが。

7番 二ノ宮 政広 委員  
いいんですか、それで・・・。

議 長  
難しい。私たちの判断より農政審議会の判断に任せんと農業委員会で駄目とか私たちは言われないので。この案件の意見しか出せない。

農 政 課  
いいですか、いろいろな意見もでていますが、今の現状をもう1つお伝えしておこうと思  
うんですけども、通常は隣地同意を除外でももらうわけなんですけど、2つ農地が隣接して  
おりまして、1つの同意が取れない現状です。633番地の方の同意が取りにくくなってい  
る、土地を買ってくれないなら判を押さないという様なことです。

11番 大塚 弘士 委員  
633番と634番2という様なぎしの高さがかなりある。

農 政 課  
そうなんです。

11番 大塚 弘士 委員  
そうした時には、下におる人は何か被害があった時は、保障してくれるのかという様な  
埋め上げたときにはそういう問題はなかったですか。

農 政 課  
記録に残っているわけではないのですが聞いた話ですが、埋め揚げをし始めた時に633  
番の持ち主が農業委員会へ相談というか苦情というか言いに行って、農業委員会の職員が現  
地を見に行った。それ以降話が、大きくなる事はなかったと聞いています。どういう話がそ  
こでされたかは分かりません。

議 長  
そこの意見を付けておけばいいのではないですか。

5番 高田 英 委員  
積み上げた所は、L字擁壁かなんかでしてるのですか？

事 務 局  
2m位の石が積み上げてあるだけです。

11番 大塚 弘士 委員  
隣接地の方の同意が出来ないから、農業委員会としても同意が出来ない。

議 長  
農業委員会としては、隣地同意を取ってください。で、いいのではないか。そういう事で  
良いですか。皆さん了解してください。  
(全員 異議なし)  
それでは、箇所番号1について、「隣地の同意をもってほしい」という意見とします。

続きまして、箇所番号2番について、質問があればお願い致します。

(5番 高田 英委員より挙手有り。)

5番 高田 英 委員

非農地証明を出したという事なのですが、農振が掛かった所に非農地証明を出した時に、農振が事務処理から外れると聞いていたのですが、違うのですか？

農 政 課

実際は、こういうやり方をして他の案件と同じ様に県に提出するしか方法がない。もしくは、全体見直しの時に外すとして候補に挙げるとしかないという状況で、全体見直しも10年に1回位しかありませんので、随時で変更して手続きをしていくしかない。

5番 高田 英 委員

個別の案件としてあげるという事ですか。

農 政 課

そうです。

5番 高田 英 委員

以前に、非農地証明を掛けたら、農振を外すみたいな事を聞いたのですが。

農 政 課

それを私も前の担当者から引き継ぎまして、県の担当者に確認したところ、県の担当者も人事異動で替わってまして、本課と話した結果、この方法でやってくださいというのが、今、他の案件と同じ様にこの方法しか実際はありません。今までは先に除外して、非農地証明を発行するという手順を踏んでいたと思うんですけど、その後に除外を先にせず非農地証明発行をしたら、自然に除外するという事、高田委員さんがおっしゃった様になっていったと聞いております。取扱いが。で、私が来まして、そのやり方で引き継ごうと思ったんですけど、やり方がわからなかったの。法律上はそう書いてないからですね、除外は重要案件で手順をふみなさいとなっているので軽微な変更はこの様な事が出来るよと言うのがあるんですけど、いずれにしても、除外という方法はひとつしかないの。県に問いただしたら、県と本課が話す中で他の除外案件と同じ様に取り扱いをしてくださいと。

5番 高田 英 委員

(非農地証明を出す前) 農振を外してからの方がいいごとある。

事 務 局

開発の予定はないという話を聞いて、非農地にかけたんですけど。この案件自体、話が変わってくるとそうはいかないと思います。

5番 高田 英 委員

風力発電って、玖珠とかにある大きい風力発電ですか？

農 政 課

こじんまりしたやつです。高さで30mない位です。羽の大きさ13m位です。申出者が言うには小さい方とおっしゃっていました。

5番 高田 英 委員  
これは、隣地同意はあるんですか？

農 政 課  
全部、隣地同意は取れています。

5番 高田 英 委員  
これ先程言った、土地基盤整備した田んぼですが、風力発電するのもいいのですか？

事 務 局  
非農地ですので、大丈夫です。

農 政 課  
これを農業委員会総会で諮る時にですね、意見を求められたので、農政課として基盤整備田であるし農振に入っているからですね、出来るだけ外して欲しくないという気持ちは伝えたいんですけど。

1番 大津 雄司 委員  
これ、都市計画には入ってないんですか？

農 政 課  
用途区域には入ってません。

6番 麻生 俊之輔 委員  
音はしないんですか？

農 政 課  
環境課が騒音の担当でして、私が書類を受けながら環境課にまず話をしてください。そして、環境課から県に話をすると。県に聞いたんですけども、仕様書の中に音圧レベルを表すデシベルという単位で載ってるんですけどその部分については、県に聞いても今のところ問題はないということです。

6番 麻生 俊之輔 委員  
問題はないのですか？あまり音がしないという事ですか？

農 政 課  
その範囲内ということです。

9番 江藤 国子 委員  
奥江の里にありますが、すごい音がするんですけど。

農 政 課  
今、建てようとしている場所自体は、地番が25の場所にポールが立つと。今回はそこは雑種地になっているから、風力発電の時はちょっと多めに土地を取るらしいのです。組み立てや離隔の関係であります。

8番 安部 義浩 委員  
23番・28番・29番は所有者が違いますが、これは登記は出来ているんですか？

農 政 課

名前は変わっていましたが、音の関係の絡みで、環境課と建設課にも協議をしていますがもしそこで、大津委員さんのおっしゃる様な高さ制限があれば、そこで話が出ていたかなと思います。何かしらチェックしてくれていると思います。そのチェックした内容は分からないんですけど。風力発電をする話はしています。

9 番 江藤 国子 委員

どんどん荒れてるからって、非農地証明を出すじゃないですか。やっぱり仕方ないと思わないといけないんですかね。

事 務 局

それは、荒れてるから。

議 長

そやな、荒れてるからな。

5 番 高田 英 委員

基盤整備田で、非農地証明をどうのこうの言ったのは、それ以降の話ですか。

事 務 局

その時点位です。H30年の8月以降です。

9 番 江藤 国子 委員

湯布院とか旅館を造ろうと思ったら、何もしないで置いておけば、だんだん荒れてくる来ますよね、非農地を出して・・・。

事 務 局

湯布院の場合、除外が出来ない。それで過去、除外をしている所があるので、今問題になっています。

去年のこの件くらいから、ちょっと気を付けてほ場整備田と農振地域内をお伝えする様にしていたんですけど・・・。

事 務 局

厳しい言い方をしたら、除外する前に現地に行ってるのわかってるじゃないか・・・。

議 長

それでは、2番を採決します。皆さん意見なしでよいですか。

農 業 委 員

はい。

議 長

それでは、意見なしとします。

3番は、同じ様な用件ですけどどうしますか？

農 政 課

3番、補足してよろしいですか？

3番は事務手続き上、これ厳しいのではないかというのは、先に県に聞くようにしています。この3番の土地の太陽光は、現地も先に県に見てもらったんですね。駄目なら駄目で、取扱いしなくてよくなっていくので、先に県に見てもらったりしたんですが、まだ答えが出てなくて、日も迫っていきますから、出ている物は皆さんに意見を頂くとか、審議会に意見を頂くとかいう事を進めていくしか、私の所でずっと保留しておくわけにはいけないという事で、そういう状況で今提出をしております。県からは、明確な回答は出てないです。

5番 高田 英 委員

回答が出てないという事は、土地の基盤整備をやった第1種農地に該当するからですか。原野になっているので該当しないか。

農 政 課

その辺も頭の中にチラチラと出たり出なかったりしてるんだらうけど、この場所がですね、わりと家の真下といいます。・・・

8番 安部 義浩 委員

箇所番号3番は、墓地ではないのですか。

農 政 課

家の近くの道からはすぐ見えないんですけど、医大へ行く大きな道からは遠目から。

8番 安部 義浩 委員

13ページの地図でいくと、向こうのガードレールが真ん中辺にある。これが県道やけんな。向こうから見たら、綺麗に見える感じがやわな。

農 政 課

私が行った時すでに、有害鳥獣の写真を撮っている時にウロウロしていました。そういうのを目の当たりにするとですね、このまま管理されても周りの農地は迷惑なのかなという気持ちはあります。

5番 高田 英 委員

「農地に迷惑しないように」と言うような言葉を入れてはどうですか。県がいいと言ったら、農業委員会もいい。

事 務 局

要するに県は、広がり農地の中の真ん中にあるから悪いという訳。

農 政 課

広がりの中でもかなり段があります。

5番 高田 英 委員

通常で。あつたらアウトなケースですな。非農地証明を出てなくて、今後の農転申請が出てくるとして、これが出たとするならアウトやな。非農地証明を出してるから・・・。

議 長

非農地証明を出しているから悪いわな。

農政課  
道にも接して無い様な、ほんとどまん中という状況です。

5番 高田 英 委員  
農政審議会で、協議しないとむずかしい。

議 長  
どういう意見を付けますか？箇所番号3番。

5番 高田 英 委員  
非農地証明を出したりするから意見を付けなければならなくなった。ただその時は、何も計画が無かったからですね。だとすれば、周辺農地に影響を与えない事とかそういう事でどうですか。

11番 大塚 弘士 委員  
同意は得てるんですよ。

農政課  
得てます。

議 長  
意見として、周辺農地に影響ない様にする事でいきますか。

農業委員  
全員 異議なしの意見。

議 長  
それでは、箇所番号3については、周辺農地に影響のないようにとの意見をつけます。

議 長  
続きまして、箇所番号4番について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員 挙手)

5番 高田 英 委員  
これもよくわかりませんが、なんで60㎡なんですか。太陽光発電施設の電力を濾過する施設をそこに設置するという話ですか。

農政課  
九電の施設の代表地番になっているのに、農振の除外手続きを行っていなかったようです。

5番 高田 英 委員  
入ってないのがおかしいけん、60㎡だけ確保したいという話ですか？何もないのに。

農政課  
農振除外をし忘れたみたいで、違う場所で絵が出来上がっていますが、ここを外されない様にしてるんです。代表地番ですから。あとで他の所の絵を替えてですね、こちらに60㎡分パネルを置くということです。

5番 高田 英 委員  
パネル、置くん？

農 政 課  
置く絵が出てきております。

5番 高田 英 委員  
例の会社みたいに嘘の申請をしてしまった為に仕方なく、そこに設置しないと悪いっていう様な事ではないんですよね。

農 政 課  
代表番地ではない所にとかそういう事ですか？まさに代表番地で、出し忘れてましたと言っていました。

5番 高田 英 委員  
これはまた難しいな。審議会でストップがかかっている。何番ですか。

農 政 課  
806が半分から上、916、918、922、928、757のうち400㎡、758で、合計で4653㎡、条例にはかからない。

5番 高田 英 委員  
916番を引いても条例にかからん様にしたんやな。

議 長  
5000㎡を超えない様にしてるんやな。

農 政 課  
ただ途中まで、5000㎡超える見込みで動いていた時期がありまして、自治会等への説明会などしたそうです。私の所には、書面出てこないですけど。

議 長  
皆さん、難しい案件ですがどういう意見を付けますか？意見なしじゃ悪かろうけん。

8番 安部 義浩 委員  
結局、農政審議会はストップしてるんやろ、委員会としてはどうするかじゃわな。

農 政 課  
数日後に農政審議会を開催しますが、今まで保留になってる分を掛ける中にこれを加えて一帯の工事ですから、審議を再度してもらうということになります。

8番 安部 義浩 委員  
そげーするしかねえやん。

議 長  
農業委員会の意見としては、やむを得ないけど意見なしにしますか？



皆さん、やむを得ないけど答申します。宜しいですか？

農業委員  
全員異議なし。

議長  
それでは。箇所番号4については意見なしとして答申します。

議長  
箇所番号5番、意見ありますか。

(5番 高田 英委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員  
住宅を建てる場合は、進入道路(4m)が必要だと思うんですが、こういう公共施設の所に建てれば進入道路はいらないんですか。

事務局  
道路に向かっている建物があるじゃないですか、2棟ありますがそれを壊すということです。

8番 安部 義浩 委員  
立退きって事でそこがところが空くのですね。

事務局  
約半分が道になります。

農政課  
1筆は1筆ですけど、実際は道があります。字図に載ってないです。

5番 高田 英 委員  
実際には字図に載ってないけど、公共施設の中を通るって事で、国の許可はおりるんですか？

事務局  
おりないと思います。所有者に通行証明をもらえばいいんですよ。

5番 高田 英 委員  
気になったのはこれだけです。これがクリアされれば、問題はないと思います。

8番 安部 義浩 委員  
残った土地はどうなるんですか？

事務局  
残った土地は農地です。

議長  
それでは、ほかに意見がなければ、箇所番号5番・6番、意見なしとして答申でよろしいてせすか。

農 業 委 員  
全員異議なし

議 長  
それでは、箇所番号5及び6については、意見なしとして答申します。

議 長  
つづきまして、箇所番号7番について。意見があればお願いします。

(11番 大塚 弘士 委員 挙手)

11番 大塚 弘士 委員

この場所、面積的にも広いんですけど、航空写真で見ると耕作しておるんですけど、これ本当にこれだけの面積を広い田んぼを作りたいとか意見はないのかな？ただ一方的に申請者が太陽光を造りたいだけという話ではないんかえ？そんな気がしてならんのやけど。そこまで突き詰めた話はしているんですか。

農 政 課

元々、作り手を探しましたかと話はこちらからしまして、今どうしてるんですかっていうと、飼料用の作物を植えてまして、その方が他の場所で耕作を考え始めて、そうなる後、耕作放棄地になるのは困るという土地の地権者の考え方もあって、候補を探してみたという事を言っていました。私もそこを確認したので、それ以上は聞いてませんが、農業委員さんとかそういった方に相談できますよとかそういう事されたらどうですかという事も言いました。一旦帰られてですね、申請書が後日出てきたという状況です。

6番 麻生 俊之輔 委員

この辺の農地は、よく阿蘇野の人が作っていますよね。

11番 大塚 弘士 委員

374・360とかいうのは、耕作しとるわな？

農 政 課

実際はですね、360-2は荒れてる状態でしたね。360-1・2はご兄弟で、形の悪い土地なので荒れた状態でした。374は、荒れてなかったと思います。

11番 大塚 弘士 委員

374を耕作しよん人は、375のこんだけ広い面積を簡単に耕作しないとは・・・。

農 政 課

実際私が見てですね、ここの土地は難しいと思いますよと答えています。

議 長

皆さん、耕作者をもう少し探してみてはどうですか？という意見でどうでしょうか？

農 政 課

そうですね。ただですね、太陽光がここに出てくる段階で、工事負担金を納めてしまってる状況ですから。電柱を引っ張ってくる工事負担金の書類を付けて、申請が出てきています。実際は、もうそのお金の支払いは終わっていてお金は戻って来ないと聞いています。

11番 大塚 弘士 委員

計画的じゃないか。業者が入っているからだろうな。

農 政 課

太陽光にしてもですね、他の発電関係も先に九電と契約があつて先に進める。

議 長

それが無いと駄目なんですね。

農 政 課

先に進めないという事です。経済産業省とのやり取りがすごく時間が掛かるので、先に出来る事をやってしまうという事で、あとでこの方は農振があるとか農地法があるとかいう事を知っているんです。

議 長

どうしようもならん。

9番 江藤 国子 委員

順序が違うから、許可が出るか出ないかわからないのに。

6番 麻生 俊之輔 委員

申出者が先に工事費を払っているということか、本当。

農 政 課

工事をする会社が、請求されてきてお金を払ってますけど、実際誰が払ってるのかという事まで私は聞いてないので。

8番 安部 義浩 委員

払ってるかもしれんのやな。

農 政 課

工事会社が、払わないと先に進まない。

議 長

期限が決まってるからな。

農 政 課

県が農振除外の申請を太陽光などで出す時は、工事しないかも知れないと県は思いますので、先に工事負担金の書類を提出してくださいと言われはじめて、由布市も先に工事負担金の書類を申請と一緒に提出してくださいと言う様になったそうです。ここ最近の話だそうです。そうすると、先程おっしゃった様に事前に進めなければいけないと取られるかも知れないですけど、県は工事負担金の請求書などで、転用の現実性を確認する。

11番 大塚 弘士 委員

そうした時には、もう農地を使おうと思えば、市に申請する前に工事費用を払っておけば出てしまう感じですか。

農 政 課

状況をお伝えして、ご意見を頂ければというところで状況をお伝えしたところです。

9 番 江藤 国子 委員

通常の時もそういう風になっているんですか。

農 政 課

申出者は、農振の事と農地法の第何種とか全く知らずに相談した相手が、そういう事を言ってくれない相手だったんでしょう、工事屋さんって感じで。それ専門の業者さんだったらその点気を付けて先に動くんですけどその動きが無くて、もう先に手続き上全部進んでいて、農振に入ってるんじゃないですかと情報が入って、それで相談に来た。「農振とは何？」と言っていました。

議 長

どうしようもないわな。何もしてなかったら、前の人にもう1回作ってくれる人を探してくれないかと言えるけど。

9 番 江藤 国子 委員

でもそれで認めたら他の人も早く払っておこうみたいにならないですかね？

議 長

皆さん、どういう意見を。意見なしでよいですか？

5 番 高田 英 委員

お金を払ってるとか払ってないとか、ここは考えなくていいのではないですか？農地を受け継いでくれる人がいれば探してください。という意見を出しては？

議 長

私たちが、お金等々考える事はないわな。もう一度耕作者を探してください。という意見でよいですか？

農 業 委 員

全員異議なし。

議 長

それでは、箇所番号7については、今一度耕作者を探してください。という意見を付けてで答申します。

議 長

続きまして、箇所番号8番ですか、これも太陽光ですが、意見があればお願いします。

(5 番 高田 英 委員 挙手)

5 番 高田 英 委員

案件に出ていた所の隣でしょうか。

事 務 局

道を挟んで反対側です。

11番 大塚 弘士 委員

ここは知ってるんですけど、道の傍は傍ですけど、図面にあるとおり田の面積も小さいし、もう今は、機械は大型にしてるから、もう小さい田は誰も作り手が無いのが現状です。

議 長

この案件は、意見なしでよいですか？

農業委員

全員異議なし。

議 長

それでは、箇所番号8番ば、意見なしとして答申します。

議 長

続きまして、箇所番号9番ですが、意見があればお願いします。

9番 江藤 国子 委員

ものを作る等の工場業用地ならわかるが、クリーニング工場が用地になるのかな。

5番 高田 英 委員

基盤整備してないんかな？

議 長

してない。

9番 江藤 国子 委員

してないから、駄目なんですよ。

5番 高田 英 委員

駄目という事は、ストップ掛けられない。

9番 江藤 国子 委員

クリーニング店、結構排水とかすごい気がする。

議 長

隣地同意は出てるんですか？

農政課

出てます。

1番 大津 雄司 委員

排水が大きいわな。

8番 安部 義浩 委員

うちの所にも出来てるんですが、すごいわ。反対側が、硫黄の様な状態です。向こうの川に敷地に流し。

1 番 大津 雄司 委員  
地面？

議 長  
地下に染みこませる。浄化槽をしてもらわんとしょうがないわな。近所の人も隣地同意が  
でちょらなあ。

1 番 大津 雄司 委員  
関係ないですけど、浄化槽内容とか分かったりしますか？

農 政 課  
ちょっとそこまではわかりません。

7 番 二ノ宮 政広 委員  
なぜ農振地域なのですか。

9 番 江藤 国子 委員  
面積が足りなかったから、山の中まで入ったようではありませんか。

農 政 課  
すみません、私の言い方が悪くて。これ周りが大きめの川でありまして、水路であれば通  
常は隣地同意を取るんですけど幅が広いので、今回は隣地同意は発生してないです。

事 務 局  
川やけん田んぼには、水がいかない。

9 番 江藤 国子 委員  
上流の方は、みんなこの川の水を使っています。

7 番 二ノ宮 政広 委員  
農振地域とは、農業をしやすい地域という事で認定するんじゃない？ こういう所に認定っ  
てなん？

事 務 局  
最初に地域指定した時になってますしまったものです。

7 番 二ノ宮 政広 委員  
地域の指定というか認定というのは、ずっと以前から指摘しとるこういう条件で  
新たにすとか出来るん？条件って場所的に査定するとか行って条件が農業が出来る  
として認定するんですか。

農 政 課  
まず、基盤整備田をいれてくださいねということです。まあ旧町時代とか平成22年の法  
改正までに基盤整備田が外れている所があるんですけど、今回全体見直しをしていますけど、  
その中ではちょっと外れてきた所は、改めて入れるという事はちょっとできないと考えてい  
ます。

7番 二ノ宮 政広 委員

こういう風にぐーっと出るじゃないか。そうなると除外が増えて、また農地が新たにどんどん減っていくわけで、そしたらどっかで、出来る地域、そういう地域を作らんと……。申請が無いと作られらいといことですか。

農 政 課

いや、あのですね減ってはいるんですけど、ほとんどの農地を農業振興地域に入れるスタンスなんですよね。入れておいて経済事情とか生活事情で、個別に外していくという時の協議を今してもらってる形です。

7番 二ノ宮 政広 委員

そういうことでは農業振興が伴わないと思います。どんどん減るばっかしで、結局10年後に全く農地がない、耕作する方がいない。認定農業者がおりますけどもほとんど農地が無くなって、新規就農が出来ない状況になってくるんじゃないかな？ある程度、いい所は確保してあげて場所を見て出来るのであれば入れてよいのではないですか。

農 政 課

条件の良いところほとんど入ってます。

7番 二ノ宮 政広 委員

入っちゃうの？そうすると色んな事が出来んで、農業をせな悪いということになるかもしれんな。

議 長

皆さん、意見を付けますか？

8番 安部 義浩 委員

川が広いけん、隣地同意を取らんわけ？

議 長

川が広いけんな。

8番 安部 義浩 委員

町道に面した、35ページの分も同意を取らんの？

農 政 課

あのですね、ちょっと説明します。3548-1は現況、家が建っているんで隣地同意は現状取っていません。3548-3は同じ方なので、尚且つ3547の田んぼを半分に切って、左側は農地として残るので残る部分で隣地の同意をとっています。大きい川の向こう側の隣地同意となると、またちょっと話が変わってきますけど、現状ではこの川幅であれば隣地の同意は今のところ、取っていない。

議 長

取るところないわな。

農 政 課

今のところ、こちらは求めてない。川の向こう側は求めていません。

議 長  
意見なしで答申しますか？

9 番 江藤 国子 委員  
私これ知ってしまったんですけど、近所の人にはいつ言ったらいいんですか？

5 番 高田 英 委員  
言ったら駄目やわ。審議の段階。

事 務 局  
全員の許可が出てからですね。

5 番 高田 英 委員  
申出者に聞いてみたらいいのでは？

議 長  
直接、話せばいいと思いますよ。

9 番 江藤 国子 委員  
直接話すのはね、聞いてみます。

議 長  
この案件は、意見なしで答申したいと思います。いいですか？

農 業 委 員  
全員異議なし。

議 長  
それでは。箇所番号9番は、意見なしとして答申します。

議 長  
続きまして、箇所番号10番について、意見があればお願いします。

(1 番 大津 雄司 委員 挙手)

1 番 大津 雄司 委員  
駅から概ね300m範囲は3種農地と聞いたんですけど、これが外れた場合に隣も外れる恐れがあるのですか

議 長  
隣の人がまた申請すりゃわからんわな。

1 番 大津 雄司 委員  
概ね300m。

事 務 局  
概ねではなく、ぴったり300m。駅の改札からとなっているので。



6番 麻生 俊之輔 委員  
300mは、よいんかえ？

事務局  
300mは、範囲であれば3種農地扱いになります。

農政課  
同意者は6名、筆数では9筆で確認してます。1名の農地の方だけは、連絡がつかない事になっています。よくイベントで市が使用させていただいてる土地です。

9番 江藤 国子 委員  
ここを埋めて、駐車場に？

農政課  
そうですね、特に埋め揚げる予定はしてないと。

1番 大津 雄司 委員  
農振法があるから、例えば周りに引っかかってくる内容があるじゃないですか、ハウスして認定農業者で、今後規模拡大する虞があるとか、そこらへん自分たちの考えないのですか。そこらへんどうなのか？完璧知識があるわけじゃなくて審議するじゃないですか、審議会のするのも安易になって、あとあと訴訟を起こす人が仮に居ったとして、農振法に違反してるじゃねえかみたいな話で外した分に関して、どうやこうや言われる可能性ないんですか？

農政課  
それはあると思うんですけど、湯布院駅裏の話はですね数名いらっしゃる。その中に認定農業者の方もいらっしゃって、その場でほかに認定農業者の方でそこを作るという方が今日お見えの方じゃなくて、ほかにもいらっしゃいますかというような会話をしたんですけど。実情としては、もう2人しかいないとその中で、その人達も厳しい状態ですし、土地が再三水が出たら悪いなということで、土地を作るくらいなら他の土地を作りたいとか言う状況があって、どっちかちゅうと市がもう1回整備しないと悪いんですね、って時に、そこまでの気力が残っちゃんなか？ちいう。と言う話があったもんで、水利組合の意見を書いてくれる方が認定農業者の方だったりするので、もうちょっとそういう状況であればというところが、自分の中にあります。

議長  
タダでも作れんわな。

5番 高田 英 委員  
基盤整備したの40年位前。大体、湯布院の地形からしたら水が集まってくる。排水も悪いしやり替えは無理でしょう。

9番 江藤 国子 委員  
駐車場にするじゃないですか。不便悪いから、あんまり止める方がいないんじゃないかと思うんですよ。折角、農振まで外して駐車場にして、余計なお世話かもしれんけど、他の方も農振外して1年以内に駐車場にしてる所あるじゃないですか、そこも全然入ってないんですよ。

1 番 大津 雄司 委員

ここら辺がどうなっていくか。捌けが悪いとか虫食いとか。

議 長

ここは全て悪い。お米を作っている人が可哀想や。すぐ水が溜まるし、コンバインがはまる。

1 番 大津 雄司 委員

基盤整備田があつたのにも関わらず、これだけ大規模に外れたという前提がなんなのか？  
水捌けが悪い状況で。

議 長

基盤整備を行った時点ではよかつたんやねえかなと思うんやけどな。排水も掘っちょつたりしちよるんやけど。

6 番 麻生 俊之輔 委員

詰まっちゃうのや、中が。だんだん詰っちゃうけん。

議 長

あの辺の土地は、ほとんど排水が悪い。皆さん、頑張って作りよんわあ。  
皆さん、どういう意見を出しましょうか？ 意見なしと答申しますか？

農業委員

全員異議なし。

議 長

それでは、箇所番号 10 番は、意見なしとして答申します。

議 長

以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。